○国土交通省告示第八百九十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月三日

国土交通大臣　石井　啓一

別表の二十五の項住所欄中「東京都台東区北上野一丁目八番三号」を「東京都中央区日本橋三丁目八番十六号」に改め、同項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　東京都台東区北上野一丁目八番三号

ロ　日本橋支社　東京都中央区日本橋三丁目八番十六号」を

「東京都中央区日本橋三丁目八番十六号」に改め、同表の二十八の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号

ロ　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号

ハ　青山支店　東京都港区南青山二丁目十一番十四号

ニ　八重洲支店　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」

「イ　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号

ロ　八重洲支店　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」に改める。

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上野原市四方津字當月九六四番一から同市四方津字今井一三八八番三地先まで	前	九・五六～一五・二五メートル	〇・〇五六キロメートル
	後	九・五六～二一・二五メートル	〇・〇五六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○北海道開発局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡湧別町信部内五四番から同町信部内五五番まで	前	四一・六五～五六・五八メートル	〇・〇一三キロメートル
	後	三三・一七～五六・五八メートル	〇・〇一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十八号及び二百三十九号	北海道紋別郡湧別町信部内六一三八番一から同町信部内五六番まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十九年十月三日

○北海道開発局告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号

(三)　占用を制限する区域　稚内市大字宗谷村字増幌一八〇四番一地内

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月三日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三)　占用を制限する区域　北海道紋別郡湧別町信部内六一三八番一から同町信部内五六番まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月三日

(七)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月三日

北海道開発局長　和泉　晶裕